

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関  
氏名又は名称  
住 所  
特定技能外国人  
氏 名  
性 別  
国 籍 ・ 地 域  
生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 日本標準産業分類上、「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される経済活動を行っている事業者であること。
2. 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。)をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類される事業所に就労させること。
3. 1号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこと。
4. 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
5. 1号特定技能外国人に従事させる業務が、外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)であること。
6. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
7. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
8. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
9. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
10. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)~(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
  - (1) 協議会の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあっては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
  - (2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
  - (3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

印